



発行 新潟県

第45号

平成27年6月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

42 新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課)

告 示

- 885 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 886 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(高齢福祉保健課)
- 887 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 888 クリーニング業法による研修及び講習の指定(生活衛生課)
- 889 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出(水産課)
- 890 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出(水産課)
- 891 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出(水産課)
- 892 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出(水産課)
- 893 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出(水産課)
- 894 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 895 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 896 公共測量の実施通知(監理課)
- 897 公共測量の実施通知(監理課)
- 898 公共測量の終了通知(監理課)
- 899 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)
- 900 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民生活課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

選挙管理委員会告示

44 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

監査委員公表

住民監査請求に係る監査結果公表(監査委員事務局)

規 則

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第42号

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県建築士法施行細則(昭和26年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(登録事項の変更)	(登録事項の変更)
第8条 (略)	第8条 (略)
<u>2 知事は、前項の届出があつた場合においては、名簿を訂正する。</u>	<u>2 2級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、2級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下これらを「免許証」という。)又は2級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下これらを「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、免許証用写真を貼付した第3号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</u>
(書換え交付の申請)	
第8条の2 <u>2級建築士又は木造建築士は、前条第1項の規定による届出をする場合において、2級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下これらを「免許証」という。)又は2級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下これらを「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。</u>	<u>3 知事は、第1項の届出があつた場合においては、名簿を訂正し、前項の規定による申請があつたときは、免許証を書き換えて申請者に交付する。</u>
<u>2 前項及び法第5条第3項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、免許証用写真を貼付した別記第3号様式による申請書に免許証又は免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。</u>	<u>4 前項の規定による免許証の書換え交付は、当該2級建築士又は木造建築士が現に有する免許証と引換えに新たな免許証を交付して行うものとする。</u>

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

(免許取消しの申請及び免許証等の返納)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 2級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消の通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

(県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用)

第26条 県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合における第5条第1項、第6条、第8条から第9条まで、第10条第4項、第11条及び第14条の規定の適用については、これらの規定(第5条第1項を除く。)中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、同項中「別記第1号様式による」とあり、第8条第1項中「別記第2号様式による」とあり、第8条の2第2項中「別記第3号様式による」とあり、及び第9条第1項中「別記第4号様式による」とあるのは「県指定登録機関が別に定める」と、第5条第1項中「知事」とあるのは「県指定登録機関(第16条に規定する県指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、第8条の2第3項及び第9条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第9条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第11条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第23条の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第14条中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」とする。

(登録事項の変更)

第43条 建築士事務所の開設者(以下「開設者」という。)は、法第23条の5第1項及び第2項の

(免許取消しの申請及び免許証等の返納)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 2級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消の通知を受けた日から10日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

(県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用)

第26条 県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合における第5条第1項、第6条、第8条第1項から第3項まで、第9条、第10条第4項、第11条及び第14条の規定の適用については、これらの規定(第5条第1項を除く。)中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、同項中「別記第1号様式による」とあり、第8条第1項中「別記第2号様式による」とあり、同条第2項中「別記第3号様式による」とあり、及び第9条第1項中「別記第4号様式による」とあるのは「県指定登録機関が別に定める」と、第5条第1項中「知事」とあるのは「県指定登録機関(第16条に規定する県指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、第8条第3項及び第4項、第9条第2項並びに第10条第4項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第9条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第11条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第23条の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第14条中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」とする。

(登録事項の変更)

第43条 建築士事務所の開設者(以下「開設者」という。)は、法第23条の5第1項の規定により

規定により登録事項の変更の届出をする場合は、別記第12号様式による届に省令第19条に規定する添付書類のうち当該変更に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(県指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合の規定の適用)

第47条 法第26条の3の規定に基づき知事が指定する者(以下「県指定事務所登録機関」という。)が同条第1項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第42条から前条までの規定の適用については、これらの規定(第42条第1項を除く。)中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関」と、同項中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関(第47条に規定する県指定事務所登録機関をいう。以下同じ。)」と、「法第23条の3」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3」と、同条第2項中「法第23条の3第2項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3第2項」と、第43条中「法第23条の5第1項及び第2項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の5第1項及び第2項」と、同条中「別記第12号様式による」とあり、及び第44条中「別記第13号様式による」とあるのは「県指定事務所登録機関が別に定める」と、同条中「法第23条の7」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の7」と、第45条中「法第23条の8第1項第2号又は第3号」とあるのは「法第23条の8第1項第2号又は法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の8第1項第3号」と、前条中「法第23条の9」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の9」とする。

第3号様式(第8条の2関係)

2級
木造建築士免許証書換え交付申請書

収入証紙
貼り付け欄

(略)

記

ふりがな		写真 (縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル)
1 氏名		
2 生年月日		
3 登録番号		
4 登録年月日		
5 書換えの理由		

登録事項の変更の届出をする場合は、別記第12号様式による届に省令第19条に規定する添付書類のうち当該変更に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(県指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合の規定の適用)

第47条 法第26条の3の規定に基づき知事が指定する者(以下「県指定事務所登録機関」という。)が同条第1項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第42条から前条までの規定の適用については、これらの規定(第42条第1項を除く。)中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関」と、同項中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関(第47条に規定する県指定事務所登録機関をいう。以下同じ。)」と、「法第23条の3」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3」と、同条第2項中「法第23条の3第2項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3第2項」と、第43条中「法第23条の5第1項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の5第1項」と、同条中「別記第12号様式による」とあり、及び第44条中「別記第13号様式による」とあるのは「県指定事務所登録機関が別に定める」と、同条中「法第23条の7」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の7」と、第45条中「法第23条の8第1項第2号又は第3号」とあるのは「法第23条の8第1項第2号又は法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の8第1項第3号」と、前条中「法第23条の9」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の9」とする。

第3号様式(第8条関係)

2級
木造建築士免許証書換え交付申請書

収入証紙
はり付け欄

(略)

記

ふりがな		写真 (縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル)
1 氏名		
2 生年月日		
3 登録番号		
4 登録年月日		

<p>備考</p> <p><u>1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p> <p><u>2 書換え前の免許証又は免許証明書を添付すること。</u></p> <p>第4号様式（第9条関係） 2級 木造建築士免許証再交付申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">収入証紙 貼り付け欄</div> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p><u>1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p> <p><u>2 汚損した場合は、その免許証又は免許証明書を添付すること。</u></p>	<p>備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</p> <p>第4号様式（第9条関係） 2級 木造建築士免許証再交付申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">収入証紙 はり付け欄</div> <p>(略)</p> <p>備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</p>
---	--

第2条 新潟県建築士法施行細則の一部を次のように改正する。
別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式 (第43条関係)

1級
2級建築士事務所登録事項変更届
木造

第23条の5第1項

私は、このたび下記のとおり登録事項に変更を生じたので建築士法第23条の5第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

開設者住所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事 様

		従前の登録事項	登録変更事項
登録年月日及び番号			
ふりがな事務所の名称			
事務所の所在地		〒 [電話() -]	〒 [電話() -]
ふりがな開設者氏名 (法人である場合はその名称)			
法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)		別紙1のとおり	
管理建築士	ふりがな氏名		
	1級・2級・木造の別		
	登録番号	(第 登録) 号	(第 登録) 号
	管理建築士講習を修了した年月日及び修了証番号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
所属建築士		別紙2のとおり	
理由			
※審査			
※受付欄	※経由庁欄	※登録簿訂正 年 月 日	
		帳票名	係員印
		台帳	
		名簿	
		台帳カード	
		登録簿	

備考

- 1 氏名又は代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 ※印欄は記入しないこと。

別紙1

役員名簿

変更前		変更後		
ふりがな 氏名	役名	ふりがな 氏名	役名	生年月日
		男・女		明治・大正 年 月 日 昭和・平成
		男・女		明治・大正 年 月 日 昭和・平成

備考 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入すること。

別紙2

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となった者

ふりがな 氏名	1級建築士、 2級建築士 又は木造建 築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県 名（2級建 築士又は木 造建築士の 場合）	構造設計1 級建築士又 は設備設計 1級建築士 である場合 にあつては、 その旨	構造設計1 級建築士証 又は設備設 計1級建築 士証の交付 番号	所属した年 月日

現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

ふりがな 氏名	1級建築士、 2級建築士 又は木造建 築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県 名（2級建 築士又は木 造建築士の 場合）	構造設計1 級建築士又 は設備設計 1級建築士 である場合 にあつては、 その旨	構造設計1 級建築士証 又は設備設 計1級建築 士証の交付 番号	所属を外れ た年月日

変更前		変更後	
1級建築士	名	1級建築士	名
2級建築士	名	2級建築士	名
木造建築士	名	木造建築士	名
構造設計1級建築士	名	構造設計1級建築士	名
設備設計1級建築士	名	設備設計1級建築士	名

備考 「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、登録されているすべての所属建築士を記入し、所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入すること。

附 則

この規則は、平成27年6月25日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第885号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	訪問介護の桜寿	新潟県柏崎市駅前2丁目1番35号	株式会社さくら介護サービス	平成27年6月1日
訪問介護 介護予防訪問介護	ケアパートナーよろこび	新潟県村上市九日市98番地1	合同会社喜	平成27年6月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	一般社団法人日本財団新潟看護センターゆきぐに	新潟県長岡市上田町1番5号	一般社団法人新潟看護センターゆきぐに	平成27年6月1日
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	ながおか生協診療所	新潟県長岡市前田1丁目6番7号	ながおか医療生活協同組合	平成27年6月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	りんどう	新潟県胎内市下館1523番地	社会福祉法人くろかわ福祉会	平成27年6月1日
介護予防特定施設入居者生活介護	スローライフもんぜん	新潟県上越市下門前1910番地	株式会社リボーン	平成27年6月1日
介護予防特定施設入居者生活介護	ツクイ・サンシャイン上越	新潟県上越市五智2丁目1番1号	株式会社ツクイ	平成27年6月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	ケアサイクル	新潟県上越市昭和町2丁目19番4号	有限会社百花	平成27年6月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	ユーエイチティーコーポレーション	新潟県南魚沼市美佐島38番地10	株式会社ユーエイチティーコーポレーション	平成27年6月1日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	ユーエイチティーコーポレーション	新潟県南魚沼市美佐島38番地10	株式会社ユーエイチティーコーポレーション	平成27年6月1日

◎新潟県告示第886号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
サンクスレルヒの森	新潟県上越市大貫2丁目16番23号	社会福祉法人みんなでいきる	平成27年6月1日

◎新潟県告示第887号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
有限会社大山薬局	新潟県上越市本町1丁目4番17号	有限会社大山薬局	平成27年5月18日	平成27年5月31日
津川ケアプランセンター	新潟県東蒲原郡阿賀町津川664番地	社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会	平成27年4月30日	平成27年5月31日

◎新潟県告示第888号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定による研修及び同法第8条の3の規定による講習を次のとおり指定する。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋6丁目8番2号
公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター（理事長 大森 利夫）
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体
 - (1) 名称
公益財団法人 新潟県生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地
新潟市中央区東大畑通1番町490-13
- 3 研修及び講習の種類及び日程、科目等
 - (1) 第1型研修及び講習
 - ア 開催年月日、開催地及び受講対象

	開催年月日	開催地	受講対象
研 修	平成27年9月16日（水）	三条市	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師
	平成27年9月26日（土）	長岡市	
	平成27年10月7日（水）	上越市	
	平成27年10月16日（金）	佐渡市	
	平成27年11月7日（土）	新潟市	
講 習	平成27年9月16日（水）	三条市	クリーニング所の業務に従事する者
	平成27年9月27日（日）	長岡市	
	平成27年10月7日（水）	上越市	
	平成27年10月16日（金）	佐渡市	
	平成27年11月8日（日）	新潟市	

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生（1時間）
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し（1時間）
- ・ 洗濯物の処理（1時間）
- ・ 繊維及び繊維製品（1時間）
- ・ レポート

ただし、前回受講より3年以内に受講する者については、一部を省略することができること。

(2) 第2型研修及び講習

ア 受付期間、レポート提出締切年月日及び受講対象

	受付期間	レポート提出締切年月日	受講対象
研 修	平成27年8月10日(月) ～平成27年8月28日(金)	平成27年9月30日(水)	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師であって、離島に居住する者(佐渡市)、その他県知事が適当と認める者
講 習	平成27年8月10日(月) ～平成27年8月28日(金)	平成27年9月30日(水)	クリーニング所の業務に従事する者であって、離島に居住する者(佐渡市)、その他県知事が適当と認める者

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- ・ 洗濯物の処理
- ・ 繊維及び繊維製品

4 受講料

(1) 研修

1人 5,000円

(2) 講習

1人 4,500円

◎新潟県告示第889号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成27年6月19日から生ずるものとする。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 発起人の住所及び氏名

新潟県村上市寝屋80

八幡定置 代表 富樫 榮晴

新潟県村上市寒川44

カネウロコ水産 代表 斉藤 辰巳

2 区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧山北町漁業協同組合の区域

3 区分

小型定置漁業

4 届出年月日

平成27年5月18日

◎新潟県告示第890号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 発起人の住所及び氏名

新潟県村上市寝屋80

富樫 榮晴

新潟県村上市寝屋113

富樫 由紀夫

2 区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧山北町漁業協同組合の区域

3 区分

小型機船底びき網漁業のうち主として機船手繰網を営む漁業であって村上市今川、脇川、寒川、芦谷、鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業

4 届出年月日

平成27年5月18日

◎新潟県告示第891号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 発起人の住所及び氏名

新潟県村上市鶴泊13

本間 常男

新潟県村上市鶴泊3

石沢 憲一郎

2 区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧山北町漁業協同組合の区域

3 区分

小型機船底びき網漁業のうち主として板びき網を営む漁業であって村上市今川、脇川、寒川、芦谷、鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業

4 届出年月日

平成27年5月18日

◎新潟県告示第892号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 発起人の住所及び氏名

新潟県村上市鶴泊19

菅原 兵一

新潟県村上市碁石61

板垣 幸俊

2 区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧山北町漁業協同組合の区域

3 区分

主として刺し網を営む漁業であって村上市今川、脇川、寒川、芦谷、鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業

4 届出年月日

平成27年5月18日

◎新潟県告示第893号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成27年6月19日から生ずるものとする。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県村上市浜新保341
本間 征二
新潟県村上市桑川946-1
本間 文雄
- 2 区域
新潟漁業協同組合の地区のうち旧山北町漁業協同組合の区域
- 3 区分
村上市板貝、笹川、桑川、浜新保の地区の者が行う漁業
- 4 届出年月日
平成27年5月18日

◎新潟県告示第894号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、長岡市の小国町土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成27年6月12日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 就任

理事	長岡市小国町三桶101番地	布施 和男	(理事長)
〃	〃 小国町苔野島115番地1	中村 茂郎	
〃	〃 小国町小国沢769番地	北原 久夫	
〃	〃 小国町法末498番地1	内山 求	
〃	〃 小国町二本柳1103番地2	田中 雅英	
〃	〃 小国町法坂1255番地1	山崎 良平	
〃	〃 小国町横沢886番地3	山岸 英男	
〃	〃 小国町武石1733番地1	相波 公英	
〃	〃 小国町千谷沢1524番地1	田辺 英夫	
監事	〃 小国町小栗山1095番地	山荷 之夫	
〃	〃 小国町上岩田686番地3	大久保 健吉	
〃	〃 小国町七日町2677番地1	原 正之	

就任年月日 平成27年5月26日
- 2 退任

理事	長岡市小国町三桶101番地	布施 和男	(理事長)
〃	〃 小国町苔野島115番地1	中村 茂郎	
〃	〃 小国町諏訪井甲394番地	佐藤 良一	
〃	〃 小国町法末498番地1	内山 求	
〃	〃 小国町相野原252番地1	田中 秀磨	
〃	〃 小国町法坂1255番地1	山崎 良平	
〃	〃 小国町横沢886番地3	山岸 英男	
〃	〃 小国町武石1733番地1	相波 公英	
〃	〃 小国町千谷沢1797番地	小川 政雄	
監事	〃 小国町七日町2480番地1	中村 哲太郎	
〃	〃 小国町小栗山1095番地	山荷 之夫	
〃	〃 小国町檜沢295番地	関口 和明	

退任年月日 平成27年5月25日

◎新潟県告示第895号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区の定款の変更を平成27年6月2日認可した。

平成27年6月12日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第896号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、蛇川地区土地改良事業共同施行代表から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（団体営（非補助）土地改良事業 蛇川地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成27年6月1日から平成28年3月7日まで
- 3 作業地域 五泉市 下条、羽下 地内

◎新潟県告示第897号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、昭和地区土地改良事業共同施行代表から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（団体営（非補助）土地改良事業 昭和地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成27年6月1日から平成28年3月7日まで
- 3 作業地域 五泉市 論瀬 地内

◎新潟県告示第898号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、菱池地区基盤整備組合代表から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（団体営（非補助）土地改良事業 菱池地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成26年8月25日から平成27年3月7日まで
- 3 作業地域 五泉市荻野島、阿賀野市新保 ほか 地内

◎新潟県告示第899号

河川法（昭和39年法律167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成27年6月12日

新潟県三条地域振興局長

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系加茂川
- 2 河川管理施設の名称または種類
加茂川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
加茂市大字宮寄上字三場112番2地先から同市大字宮寄上字三場81番辰地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 新潟県三条地域振興局長 唐沢 俊郎
住所 三条市興野1丁目13番45号
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又

は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成27年4月16日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第900号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年6月12日

新潟県三条地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成27年5月28日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
加茂市番田1374番1の内、1374番4、1374番5の内	4.65	42.27
加茂市番田1374番1の内、1374番5の内	4.00	16.66

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成27年6月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コスモス

3 代表者の氏名

山崎 美千子

4 主たる事務所の所在地

阿賀野市中央町2丁目17番15号

5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者を対象として、個々の利用者のニーズに合わせ、地域社会でいきいきと生活することを目指して、さまざまな作業や活動を通しての支援を行い、さらに地域福祉の核として地域住民の福祉向上に貢献することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前

<p>(種別および定数)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 理事長、副理事長は<u>理事の互選</u>とする。</p> <p>(機能)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1) 事業計画および<u>予算</u>ならびにその変更</p> <p>(2) 事業報告および<u>決算</u>の承認</p> <p>(資産および経費の支弁)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(4) 資産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) その他の<u>収益</u></p> <p>(事業計画および予算)</p> <p>第33条 この法人の事業計画およびこれに伴う<u>予算</u>は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。</p> <p>2 前項の規定による事業計画および<u>予算</u>は、その事業年度開始後最初の総会の議決を経なければならない。</p> <p>3 この法人は、第2項の総会の議決を得るまでの間は、第19条第1項の規定にかかわらず、第1項の理事会が議決した事業計画および<u>予算</u>をもって事業を行うものとする。</p> <p>4 第1項に規定した事業計画および<u>予算</u>の変更は、総会の議決を経て行う。</p> <p>(事業報告および決算)</p> <p>第34条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および<u>活動計算書</u>（以下「事業報告書等」という。）は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第38条 この法人が定款を変更しようとするときは、<u>総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>(種別および定数)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 理事長、副理事長は<u>理事会において互選</u>する。</p> <p>(機能)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1) 事業計画および<u>収支予算</u>ならびにその変更</p> <p>(2) 事業報告および<u>収支決算</u>の承認</p> <p>(資産および経費の支弁)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(4) 資産から生じる<u>収入</u></p> <p>(5) その他の<u>収入</u></p> <p>(事業計画および収支予算)</p> <p>第33条 この法人の事業計画およびこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。</p> <p>2 前項の規定による事業計画および<u>収支予算</u>は、その事業年度開始後最初の総会の議決を経なければならない。</p> <p>3 この法人は、第2項の総会の議決を得るまでの間は、第19条第1項の規定にかかわらず、第1項の理事会が議決した事業計画および<u>収支予算</u>をもって事業を行うものとする。</p> <p>4 第1項に規定した事業計画および<u>収支予算</u>の変更は、総会の議決を経て行う。</p> <p>(事業報告および収支決算)</p> <p>第34条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および<u>収支計算書</u>（以下「事業報告書等」という。）は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第38条 この定款は、<u>総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項にかかわる定款の変更を除き所轄庁の認証を得なければ変更することができない。</u></p>
--	--

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表

する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 イオンモール新発田
所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更した事項
 - (1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 梅本 和典
(変更後) 代表取締役 岡崎 双一
 - (2)大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
・イオンリテール株式会社
(変更前) 代表取締役 梅本 和典
(変更後) 代表取締役 岡崎 双一
- 3 変更年月日
平成27年2月1日
- 4 変更の理由
代表取締役の変更による。
- 5 届出年月日
平成27年5月18日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年6月12日から平成27年10月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 イオン県央ショッピングセンター
所在地 燕市井土巻字切間710
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更した事項
 - (1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 村井 正平
(変更後) 代表取締役 岡崎 双一
 - (2)大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
・イオンリテール株式会社
(変更前) 代表取締役 村井 正平

(変更後) 代表取締役 岡崎 双一

- 3 変更年月日
平成27年2月1日
- 4 変更の理由
代表取締役の変更による。
- 5 届出年月日
平成27年5月18日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、燕市商工観光部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年6月12日から平成27年10月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ジャスコ小千谷ショッピングセンター
所在地 小千谷市大字平沢新田字荒田260番 外
設置者 イオンリテール株式会社ほか1者
- 2 変更した事項
(1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
・イオンリテール株式会社
(変更前) 代表取締役 村井 正平
(変更後) 代表取締役 岡崎 双一
(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
・イオンリテール株式会社
(変更前) 代表取締役 村井 正平
(変更後) 代表取締役 岡崎 双一
- 3 変更年月日
平成27年2月1日
- 4 変更の理由
代表取締役の変更による。
- 5 届出年月日
平成27年5月18日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、小千谷市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年6月12日から平成27年10月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ショッピングタウン中条
所在地 胎内市東本町2461-1 外
設置者 イオンリテール株式会社ほか1者
- 2 変更した事項
 - (1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也
(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
 - (2)大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也
(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
- 3 変更年月日
平成27年2月1日
- 4 変更の理由
代表取締役の変更による。
- 5 届出年月日
平成27年5月18日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年6月12日から平成27年10月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 妻有ショッピングセンター 北館
所在地 十日町市宇川端丑784番地 外
設置者 イオンリテール株式会社ほか7者
- 2 変更した事項
 - (1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

- ・イオンリテール株式会社
(変更前) イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也
(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
- (2)大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也
(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
- 3 変更年月日
平成27年2月1日
- 4 変更の理由
建物設置者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更による。
- 5 届出年月日
平成27年5月18日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年6月12日から平成27年10月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 上越ショッピングセンター
所在地 上越市富岡3457番地
設置者 イオンリテール株式会社ほか1者
- 2 変更した事項
 - (1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) 代表取締役 村井 正平
(変更後) 代表取締役 岡崎 双一
 - ・ほか1者
 - (2)大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) 代表取締役 村井 正平
(変更後) 代表取締役 岡崎 双一
- 3 変更年月日
 - ・2(1)に関する事項
平成27年2月1日ほか
 - ・2(2)に関する事項
平成27年2月1日
- 4 変更の理由
代表取締役および代表理事の変更による。

- 5 届出年月日
平成27年5月18日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年6月12日から平成27年10月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 新村上ショッピングプラザ
所在地 村上市仲間町197番 外
設置者 イオンリテール株式会社ほか1者
- 2 変更した事項
 - (1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前)代表取締役 梅本 和典
(変更後)代表取締役 岡崎 双一
 - (2)大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前)代表取締役 梅本 和典
(変更後)代表取締役 岡崎 双一
- 3 変更年月日
平成27年2月1日
- 4 変更の理由
代表取締役の変更による。
- 5 届出年月日
平成27年5月18日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、村上市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年6月12日から平成27年10月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 六日町ショッピングパーク
所在地 南魚沼市余川字坂ノ上3090番 外
設置者 イオンリテール株式会社ほか4者
- 2 変更した事項
 - (1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) 代表取締役 村井 正平
(変更後) 代表取締役 岡崎 双一
 - (2)大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) 代表取締役 村井 正平
(変更後) 代表取締役 岡崎 双一
- 3 変更年月日
平成27年2月1日
- 4 変更の理由
代表取締役の変更による。
- 5 届出年月日
平成27年5月18日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、南魚沼市産業振興部商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年6月12日から平成27年10月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、単包装ウェットタオル賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年6月12日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
新潟県立中央病院 単包装ウェットタオル賃貸借一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成27年9月1日から平成30年8月31日まで
 - (4) 納入場所
新潟県立中央病院
 - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 医療法第15条の2に基づき、同法施行規則第9条の14に規定する要件を満足できる者であること。
- (7) 仕様に適合していることを確認できた者であること。
- (8) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2329

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 参加資格確認書類の提出期限
平成27年6月22日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成27年6月25日(木)午前10時00分
新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、契約希望金額を契約月数(36ヵ月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額を契約月数(36ヵ月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第186条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

①誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

②不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ベッドサイドモニタについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年6月12日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ベッドサイドモニタ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年9月30日（水）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成27年6月23日（火）午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、内視鏡センター・PET/CT室 什器（待合椅子等）について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年6月12日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

内視鏡センター・PET/CT室 什器（待合椅子等） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年9月4日（金）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2324

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成27年6月26日(金) 午前11時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成27年7月1日(水) 午前10時00分

新潟県立中央病院講堂2

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成27年6月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

38,573

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

341,080

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,836
新潟市東区	38,048
新潟市中央区	48,952
新潟市江南区	18,891
新潟市秋葉区	21,447
新潟市南区	12,829
新潟市西区	43,180
新潟市西蒲区	16,649
長岡市三島郡	77,374
上越市	54,437
三条市	27,972
柏崎市刈羽郡	25,764
新発田市北蒲原郡	31,609
小千谷市	10,355
加茂市南蒲原郡	11,706
十日町市中魚沼郡	18,793
見附市	11,531
村上市岩船郡	19,923
燕市西蒲原郡	24,858
糸魚川市	12,815
妙高市	9,589
五泉市東蒲原郡	18,509
阿賀野市	12,354
佐渡市	16,771
魚沼市	10,762
南魚沼市南魚沼郡	18,360
胎内市	8,573

監査委員公表

監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成27年6月12日

新潟県監査委員 野 上 信 子
 新潟県監査委員 楡 井 辰 雄
 新潟県監査委員 佐 藤 卓 之
 新潟県監査委員 田 宮 強 志

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

新潟市中央区東中通一番町86番地51新潟東中通ビル3階新潟中央法律事務所内
新潟市民オンブズマン 代表者 谷 正比呂

2 請求の要旨

- (1) 新潟県は、平成10年5月21日、協同組合新発田商業開発との間で、新潟県が協同組合新発田商業開発に、中小企業高度化資金11億9,645万2,000円を貸し付ける契約を締結し、これを貸し付けた。
- (2) 償還条件は、平成15年9月30日から平成29年9月30日まで、毎年30日限り、各7,977万円を返済するというものであった。

なお、契約書においては、償還期限までに貸付金を返還しない場合、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じて延滞した金額に年10.75パーセントの割合による違約金を支払うことが約されている。

- (3) 上記償還条件に従うと、平成21年12月7日時点で、 $7 \times 7,977$ 万円 = 5億5,839万円が返済されているはずである。

ところが、「中小企業高度化資金貸借契約の条件変更について（通知）」によると、平成21年12月7日時点での残高は11億900万円もある。すなわち、5億5,839万円を返済していなければならない間に8,745万2,000円しか返済していない。本来であれば新潟県は協同組合新発田商業開発に対し、残元本に対する違約金の請求権を有しているはずである。

- (4) この点、新潟県は、毎年9月に償還条件の変更を行っているため、違約金は発生していないと主張しているが、償還条件を毎年履行できない協同組合新発田商業開発について地方自治法第240条第3項に基づき償還条件を変更することに合理性はない。泉田裕彦（新潟県知事）が、平成17年9月以降平成25年9月まで、毎年9月に償還条件を変更し、履行期限の延長を行ってきたのは違法であり債務不履行ないし不法行為に該当し、その結果、新潟県は違約金の請求ができなくなっている。

- (5) また、泉田裕彦（新潟県知事）は平成26年度中小企業高度化資金年間返済予定額を3,500万円に変更する契約の締結を行い、これにより、変更契約時点から完済まで年10.75パーセントの違約金が発生しなくなった。この償還条件の変更は上記(4)のとおり違法であり、泉田裕彦は本来であれば発生したはずの違約金分の損害賠償義務を負うが、その請求はされていない。

- (6) よって、新潟県が協同組合新発田商業開発との間で締結した中小企業高度化資金貸借契約について、平成26年度年間返済予定額を変更する契約を締結したときから貸金完済に至るまで、変更契約締結の時点での貸金残元本に対する年10.75パーセントの割合による損害賠償金の支払を泉田裕彦（新潟県知事）に対して請求するよう勧告することを求める。

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成27年4月16日をもってこれを受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成27年4月23日付けで請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を文書で通知したところ、同月24日付けで請求人から陳述は行わない旨の回答が文書でなされた。また、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の実施

1 監査の対象

新潟県が協同組合新発田商業開発（以下「本件組合」という。）との間で締結した新潟県中小企業高度化資金貸借契約の変更契約（平成26年9月29日締結。以下「本件変更契約」という。）に関する損害賠償金について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

産業政策課

第4 監査委員の交替

平成27年4月29日監査委員小島隆及び内山五郎の退任に伴い、同年5月18日新たに楡井辰雄、佐藤卓之が

選任されたので、監査委員事務引継を行った。

第5 監査の結果

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は次のとおりである。

1 事実関係の確認

(1) 本件変更契約の相手方について

本件組合は、地元の小売業者が組合員となって、中小企業等協同組合法に基づいて、平成8年10月24日に設立された法人であり、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の承認を受けて整備された商業集積「コモタウン」内において、ショッピングセンター「ピオ21」の運営を行っている。

(2) 新潟県中小企業高度化資金貸付について

ア 県は、本件組合に対し、県の中小企業高度化資金貸付制度により、ピオ21の建設に要する費用として、平成10年5月21日、無利子、償還期限20年、5年据置15年均等償還（平成15年9月30日は7,977万円、平成16年から平成29年まで毎年9月30日に7,976万3,000円ずつの分割払）、延滞違約金年利10.75パーセント、貸付対象建物及び組合所有地に第1順位の抵当権を設定、組合員個人を連帯保証人とする事等を貸付条件として、11億9,645万2,000円を貸し付け（以下「本件貸付け」といい、本件貸付けに基づく貸付金を以下「本件貸付金」という。）、同年7月1日公正証書を作成した。

県の中小企業高度化資金貸付制度とは、中小企業者が組合等を設立し、共同して経営基盤の強化を図るためにショッピングセンター等を建設する事業等の中小企業高度化資金（以下「高度化資金」という。）の対象となる事業を実施するに当たって、土地、建物等の施設の設置に必要な資金の貸付けなどを行うものである。

イ 本件組合は、県の高度化資金の貸付けを受けるため、平成9年11月25日、本件貸付けの貸付申請書を提出した。県は、中小企業事業団（現・独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。））に同月27日付けで本件組合に貸し付けるための資金の借入申請書を提出し、平成10年3月4日、中小企業事業団から県に対する8億760万5,000円の貸付決定（償還期限20年、償還方法5年据置15年均等償還、無利子）を受けた後、同月16日、本件組合に対して11億9,645万2,000円の本件貸付けを決定し、同年5月21日、上記アのとおり貸借契約を締結した。

(3) 本件契約の変更について

本件組合は、オープン直後からの業績不振が続いており、本件貸付金の償還が始まった平成15年当初から、本件契約の約定どおりに当該年度の償還金額の償還ができない状況であった。そこで、本件組合は、県との間で、新潟県中小企業高度化資金等助成規則第14条に基づき、平成15年度から平成26年度までの間、毎年、当該年度の償還金額を減額して次年度以降の償還金額を加算する内容の変更契約を締結しており、平成22年度及び23年度には当該年度の償還金額を減額して次年度以降の償還金額を加算する内容に加え、最終償還期限を各1年延長する変更契約を締結している。

また、県が中小機構から借り入れている資金（以下「機構借入金」という。）に関しては、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」の償還猶予の規定に基づき貸付条件変更に係る中小機構の承認がなされている。

(4) 本件変更契約について

本件組合は平成26年5月30日に、平成26年度の償還金額1億5,410万円を4,200万円に減額し、翌平成27年度から平成30年度までの償還金額を各1億7,670万円に、平成31年度の償還金額を1億8,520万円に変更する「中小企業高度化資金貸付条件変更申請書」を県に提出した。

県は、専門的見地での経営診断を行うため、公益財団法人にいがた産業創造機構とともに診断班を組み、本件組合の決算報告書などの資料に基づいて本件組合の経営内容や改善の見込みを診断し、担保価値を調査するなどした。

その結果、変更前の高度化資金約定償還額は多額で本件組合の財源確保は困難であり、本件組合の事業継続を図り業績回復を待つなかで貸付金の回収を図る方が徴収上有利と判断し、県は本件組合との間で平成26年度の償還額を減額する本件変更契約を平成26年9月29日に締結した。また、機構借入金の貸付条件変更については、中小機構から承認されている。

2 監査対象機関の見解

法施行令第171条の6では、債権者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められる場合には、普通地方公共団体の長は、債権について、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる旨規定されており、

債権管理について一定の知事の裁量が認められているところ、本件条件変更は、専門的な経営診断の結果に基づき、知事の裁量が認められる範囲内で、適正な意思決定の手続を経て、中小機構の承諾の上で変更契約を行ったものである。

なお、違約金は、契約に基づく償還期限までに償還が行われなかった場合に、その延滞日数に応じて徴収するものであるが、県と組合は償還期限の前に貸付条件を変更する契約を締結し、組合は変更契約内容に基づき償還期限までに支払を行っている。

したがって、県が知事に不法行為ないし債務不履行として損害賠償を請求する権利は発生していない。

3 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し次のとおり判断する。

請求人は、本件貸付金について、償還条件を毎年履行できない協同組合新発田商業開発の償還条件を法第240条第3項に基づき変更することに合理性はなく、違法であり債務不履行ないし不法行為に該当し、その結果、違約金の請求ができなくなったため、知事には損害賠償義務が発生しているにもかかわらず、新潟県が当該損害賠償金請求権を行使していないことが法第242条第1項規定の「財産の管理を怠る事実」に該当すると主張しているものと解される。

請求人の主張する損害賠償義務の発生及びその請求を怠る事実の有無は、本件変更契約が適法になされているか否かに係るものである。

債権管理に関して、法第240条第3項においては、普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる旨規定され、また、法施行令第171条の6第1項においては、普通地方公共団体の長は、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるときなどの場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる旨規定されている。これらの規定の趣旨は、知事に貸付条件の変更等の債権管理について一定の裁量権を認めたものと解される。

これを本件についてみると、本件変更契約は新潟県中小企業高度化資金等助成規則第14条に基づいて行われたものであり、また、公益財団法人にいがた産業創造機構とともに行った専門的な見地からの経営診断に基づき、変更前の高度化資金約定償還額は多額で本件組合の財源確保は困難であり、本件組合の事業継続を図り業績回復を待つなかで貸付金の回収を図る方が徴収上有利であるとの判断のもとに行われたものである。併せて、その変更に伴う機構借入金に係る中小機構の貸付条件変更承認もなされている。

これらのことから、本件変更契約を行ったことが法令で認められた知事の裁量権を逸脱し、又は濫用したものとはいえず、本件変更契約は適法なものと認められる。

よって、請求人の主張については、理由がないものと判断する。